

新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）に関するパブリックコメントの実施結果について

1 概要

川崎臨海部の持続的発展に寄与する新産業の創出を促進し、本市のみならず我が国の経済や社会の発展をけん引する新たな戦略拠点の形成を目指すため、企業立地を支援する「新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）」をとりまとめ、市民の皆様からの御意見を募集しました。

その結果、10通26件の御意見をいただきましたので、その内容とそれに対する本市の考え方を次のとおり公表します。

2 意見募集の概要

題名	新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度案）について意見募集を行います
意見の募集期間	令和4年12月1日（木）から令和5年1月4日（水）まで
意見の提出方法	電子メール（フォーム）、FAX、郵送、持参
募集の周知方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー ・各市民館、各図書館（本館・分館） ・市政だより（12月1日号） ・臨海部国際戦略本部事業推進部（市役所第3庁舎10階）
結果の公表方法	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市ホームページ ・かわさき情報プラザ（川崎市役所第3庁舎2階） ・各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー ・各市民館、各図書館（本館・分館） ・臨海部国際戦略本部事業推進部（市役所第3庁舎10階）

3 結果の概要

意見提出数（意見件数）		10通（26件）
内訳	インターネット・電子メール	10通（26件）
	FAX	0通（0件）
	郵送	0通（0件）
	持参	0通（0件）

4 意見の内容と対応

今回のパブリックコメント手続で寄せられた御意見は、制度の考え方や趣旨に賛同する御意見や、制度の要件、運用に関する要望であったことから、当初案のとおり新たな投資促進制度（川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度）を策定します。

【意見に対する対応区分】

A：御意見を踏まえ、案に反映したもの

B：御意見の趣旨が案に沿ったものであり、御意見の趣旨を踏まえ、取組を推進するもの

C：今後の取組を進めていく上で参考とするもの

D：案に対する質問・要望の御意見であり、案の内容を説明・確認するもの

E：その他

【意見の件数と対応区分】

[件]

項目	A	B	C	D	E	計
(1) 新たな制度全般に関すること	0	8	0	0	0	8
(2) 制度要件に関すること	0	0	0	14	0	14
(3) その他	0	0	0	0	4	4
合計	0	8	0	14	4	26

5 具体的な意見の内容と市の考え方

(1) 新たな制度全般に関すること (8件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
1	今回提案されている「新たな投資促進制度(川崎臨海部研究開発機能強化補助金制度(案))」につきましては、総合計画の基本計画を具体的に推進する促進施策であると高く評価をしています。	産業構造の変化による土地利用転換や2050年のカーボンニュートラル化など、川崎臨海部が大きな転換期を迎えている中、今後も川崎市のエンジンとして持続的な発展を続けるためには、臨海部全体の機能転換をけん引する研究開発機能を中心とした戦略拠点形成を促進する取組が不可欠であることから、本制度の構築により臨海部全体の産業競争力の強化を図ってまいります。 また、本制度については令和4年度中に策定し、令和5年度からの運用を目指して取組を進めてまいります。	B
2	川崎臨海部全体の産業力の向上に直結する取組であり、賃貸研究施設の建設や研究機関の誘致を行う上で、このようなインセンティブ制度は大変有難い。 力のある研究所を川崎に誘致する強力な取組である。エリア全体の価値向上につながるため、現在、立地している企業にとっても有意義な取組である。ぜひ、強力に進めていただきたいと思えます。		
3	予測以上の早いスピードでの事業所再編や縮小、再投資が進む可能性が想定される中で制度案のスケジュールどおりの実施を是非とも期待しております。		
4	単なる企業誘致にとどまらずに、キングスカイフロントや新川崎の新産業拠点、溝口のサイエンスパークとつながった新産業創出のクラスター形成を目指した拠点機能の誘致を進めていただきたいと期待しております。	本制度は、戦略的な立地誘導により川崎臨海部の持続的な発展に寄与する新産業の創出を促進し、研究開発機能を中心とした高度な産業集積による拠点形成を目指すものです。 拠点形成にあたっては、オープンイノベーションの仕掛けとなるような共用施設やレンタルラボの設置についても補助対象とすることなどにより、本市の土地利用誘導に沿ったクラスター形成を支援してまいります。	B
5	キングスカイフロントが今後、さらに発展していくためには、キングスカイフロントのみならず、周辺地域にも研究機能が集積していくことが重要であるため、研究所の新設にあたっての補助は有効だと考える。		

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
6	ベンチャー企業などが入居するためには50㎡から200㎡サイズのラボの整備が必要となるが、黒字運営するのが難しいなか、イニシャルコストを抑えることができる賃貸研究所への補助は、有効であると考ええる。	コアとなる大企業や高い技術力を有する中小・スタートアップ企業など、様々な企業が立地することで他社との協働や産学連携による相乗効果が期待できるため、多様なプレイヤーが集積する賃貸研究所（賃貸R&D施設）の新設も対象としています。	B
7	成長したスタートアップが移転、拡張するスペースとなるウェットラボがキングスカイフロント周辺において圧倒的に不足している。今後、キングスカイフロント周辺地域も含めて、ウェットラボを新設してもらうためには、当該補助制度の創設は有効であると考ええる。		
8	入居者が増えなくては黒字経営することも難しいので、入居企業のリーシングに当たって法人市民税の減額も一定の効果が考えられるので、有効であると思う。	川崎臨海部における研究開発拠点の形成に寄与する企業を誘致するため、賃貸R&D施設を新設する事業者とテナント入居者まで両面での支援を行ってまいります。	B

(2) 制度要件に関すること (14件)

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
9	カーボンニュートラルだけでなく、生産効率化のために行うDX投資や廃プラスチックリサイクル等の環境投資等も補助に含めて欲しい。 (同趣旨の意見 計2件)	川崎臨海部の中で、戦略的に土地利用を推進する地域において、研究開発拠点形成に資すると判断された場合には、DX投資や環境投資につきましても本制度の補助の対象といたします。	D
10	施設を新設した後、すぐに転売することにより、補助金相当額の利益を得ることができてしまうと思うので、対策を取る必要がある。	補助金の交付決定後、毎年度の事業の状況報告を義務付けるとともに、10年間の事業継続義務期間を定め、事業計画書に基づいた事業を行うことなどを要件としてまいります。	D
11	補助金を申請した事業者は要件を満たしていれば全て交付対象となるのか。どのように交付対象の事業者を決定するのか。	土地利用計画等に基づき、対象エリアへ施設を新設する事業者が、制度の要件を満たし、川崎臨海部の研究開発拠点形成に資すると判断された場合に、対象事業として認定します。 認定にあたっては、本制度の要綱に基づき、学識や財務等の専門家の意見を参考にし、認定審査会において認定の可否を判断します。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
12	自社活用型及び賃貸R&D型の補助対象として償却資産をあげられているが、リース資産も対象となるのか。	新たに進出する事業者にとって負担の大きな時期に、事業所（研究所・工場・事務所等）または賃貸研究所（賃貸R&D施設）の新設におけるイニシャルコストの負担を軽減し、安定的な操業を促す観点から、補助の対象となる償却資産に係るリース資産も含めてまいります。	D
13	企業立地等の支援として、神奈川県も支援事業を制度化しているが、川崎市で新たな支援制度を策定する必要性はあるのか。また、神奈川県の支援制度と川崎市の支援制度を併用することは可能なのか。	神奈川県では、企業誘致策「セレクト神奈川NEXT」を策定しており、本市の制度との併用も可能となります。神奈川県と協調して支援することにより、川崎臨海部における研究開発拠点の形成を促進し、地域全体の産業競争力の強化を図ってまいります。	D
14	対象地域の中に「土地利用計画を策定していることなど」とありますが、エリア図全体が本補助金の対象ということなのか。	川崎臨海部の中で土地利用計画等を策定している地域に加えて、本市産業・港湾施策等との整合を図りながら戦略的に土地利用を推進する地域に立地する事業者を補助の対象者といたします。	D
15	土地利用計画を作成していることなどがあるが、「など」は何を想定しているのか。	研究開発拠点の形成を目的に土地所有者と協定を締結するものや整備計画が策定されていることが要件となります。	D
16	他都市のように企業立地支援制度では対象事業が限定されているが、今回の制度では事業内容を限定しないのか。	川崎臨海部にはそれぞれ土地（エリア）の特色があり、エリア特性に応じた企業を誘致していく必要があるため、事業内容は限定せず、土地利用計画等に基づき立地する企業に対し、補助金を交付いたします。	D
17	純粋な研究での新規立地だけでなく、既存研究の投資や企業が他市から研究機能を集約、移転する場合も補助対象としていただきたい。	川崎臨海部の持続的な発展に向けて研究開発拠点の形成を目的に、川崎臨海部の中で戦略的に土地利用を推進する地域（土地利用計画を策定していることなど）に立地する場合であれば、既存研究の投資や他都市からの移転集約も補助対象となります。	D
18	補助率及び補助対象限度額の中に補助率が記載されていますが研究所や事務所用地も補助金の対象としてもらいたい。	新たに進出する事業者にとって負担の大きな時期に、事業所（研究所・工場・事務所等）または賃貸R&D施設の新設におけるイニシャルコストの負担を軽減し、安定的な操業を促す観点から、用地の取得に要する経費も補助の対象としております。	D

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
19	対象事業者の一つに賃貸R&D型があるが、対象地域内の各賃貸R&D施設において研究用の共用機器等の設置は必要なのか。入居する事業者が必要な機器を確保すれば良いのではないのか。	企業が立地する際の選択において、共用機器の充実度や、やりたい研究・実験ができるかが施設選びの重要な要素であると考えており、そのため立地企業が利用する共用機器の設置等を要件としています。 本制度は、研究開発拠点の形成に向けて必要な機能が立地する際に一定額の支援を行うものであり、拠点形成の視点からエリア内で共用機器等が共有できれば、必ずしも個々の施設に対して設置を求めるものではありません。	D
20	研究施設を開発する際にはスケルトンでの物件に対して、賃借者が内装工事や設備工事を行うことが多くあります。（研究用機器の設置や機器設置のための付帯工事等） そのような場合には賃貸の対象となる居室の建築費のみならず内装工事や設備費も補助金の対象にしてもらいたい。	本制度は、新規の立地を支援するものであることから、建物の新設又は取得することが要件となるため、賃貸の対象となる居室の建築費や内装工事又は設備費は本制度の補助対象とはなりません。	D
21	テナント事業者への補助期間は5年間分と認識しているが、賃貸研究所が新設されてから恒久的に適用されるのか。	テナント事業者型は入居後5年間で支援の対象となります。また、テナント事業者への支援期間については、恒久的なものではなく、賃貸研究所（賃貸R&D施設）が操業を開始した翌年度から5年以内に入居する事業者を対象といたします。	D

(3) その他（4件）

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
22	敷地面積に対し既存生産設備が最大限に配置される工場では、既存設備を操業しつつ、スクラップ&ビルドを行う敷地がなく苦慮しています。 臨海部でスクラップアンドビルドを行う場合に新設する必要がある緑地面積を、市街地が開発行為を行う場合に、3%で許可し、不足の3%を臨海部がスクラップ&ビルドで新設する緑地に費用で充当（補助する）することで、市街地の最有効活用を図るなど、規制への柔軟な対応を提案する。	御意見をいただきました点につきましては、臨海部ビジョンの「資産活用・投資促進プロジェクト」における産業競争力強化に向けた取組や経済労働局とも連携しながら規制への柔軟な対応に向けた取組を進めてまいります。	E

No.	意見の要旨	本市の考え方	区分
23	<p>研究開発機能の誘致・研究開発拠点化を促進するためには、この地区への交通アクセス向上が不可欠です。新たな投資制度の創設とともに、川崎駅との公共交通機能強化、キングスカイフロントや臨海部全体との交通ネットワーク強化に引き続き取り組んでいただくことも併せて要望させていただきます。</p>	<p>通勤環境を含む、臨海部の交通アクセス向上につきましては、臨海部ビジョンの取組として交通機能強化プロジェクトを推進しており、臨海部の交通アクセス強化に向けて取組を進めてまいります。</p>	E
24	<p>地域全体の活性化も大事なのはわかりますが、今操業している企業の支援や今後の交通利便性にも取り組んでもらいたい。特に、バス便の渋滞が酷く、人材確保のネックになっています。</p>		
25	<p>2021年に新設した川崎臨海部産業競争力強化促進補助金制度及び川崎臨海部土地整序化奨励金制度では、既存基幹産業の競争力強化につなげる効果をあげるなど臨海部の持続的な発展に向けて大きな前進をしているものと評価をしています。</p>	<p>川崎臨海部が我が国をけん引するコンビナートを中心とした産業エリアとして、これからの時代に適応し、持続的な発展を遂げるためには、既存事業所の高度化・高機能化を図る取組と臨海部全体の機能転換をけん引する研究開発機能を中心とした戦略拠点形成を促進する取組が不可欠であることから、本制度との両輪で川崎臨海部産業競争力強化促進補助金制度及び川崎臨海部土地整序化奨励金制度を適切に運用してまいります。</p>	E